

平成30年度の健康保険組合に対する実地指導監査については、「平成30年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」(平成30年3月19日付厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき、前回監査から相当期間が経過している組合を対象として実施しました。

### 平成30年度 健康保険組合実地指導監査結果(指摘事項)

区 分	指 摘 事 項
組合会及び理事会に関する事項	組合会会議規則について、現行では実施されていない読会の開催等が規定されているなど、現行の実施状況と同規則との間に乖離が生じていたことから、現行に即して同規則の改正を行うこと。
組合事務局に関する事項	組合において公告しなければならない事項は、健康保険組合同規約で定めている方法により行うこと。
	理事長専決処分を行った場合は、健康保険法施行令第7条第5項の規定に基づき、次の組合会において報告のうえ承認を求めること。
	支部の常務理事が欠員となっていることから、「健康保険組合事業運営基準 第4執行機関」及び「健康保険組合同規約」に基づき、支部に常務理事を置くこと。
	会計事務取扱規程において、現在設置されていない「事務長」の職名が記載されており、実態と同規程のとの間に乖離が生じていることから、実態に即して同規程を整備すること。
事務処理に関する事項	被保険者等の個人情報に関する処理を外部の業者に委託する場合は、個人情報の保護に関する法律及び関係通知に掲げる事項を遵守するよう委託契約書上に漏れなく明記すること。また、個人情報保護及び事故防止の観点から、委託先に対し、必要かつ適切な監督を実施すること。
	個人情報の委託業者への提供等については、担当者のみでの取り扱いではなく、個人情報取扱責任者である常務理事の確認・決裁を受けること。
	業務委託をする場合は、契約において、個人情報の適切な取扱いに関する事項等を盛り込んだ契約内容を公表すること。
	診療報酬明細書(レセプト)等の個人情報に関するデータの授受については、その都度、個人情報管理責任者である常務理事の確認・決裁等を受けること。

保健事業に関する事項	データヘルス計画については、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、公表すること。
	健康管理委員が委嘱されていないことから、「健康保険組合事業運営指針」に基づき、同委員を委嘱すること。
	特定健康診査及び特定保健指導については、実施計画に定めた目標に対して実績が低調に推移していることから、実施率の向上に向けた実施方法の見直し検討を行うこと。
	健康管理事業推進委員会が設置されていなかったことから、「健康保険組合事業運営指針」に基づき、同委員会若しくはこれに類する機関を設置すること。
適用に関する事項	被保険者証については、健康保険被保険者証管理規程に基づく受払簿により、その都度決裁を受けて適正に管理すること。
保険料に関する事項	適用事業所の保険料の調定決議は、法令等で定められた届出期限経過後に行うこと。
保険給付に関する事項	現金給付に係る支給申請書については、事故防止の観点から受付経過簿を備えて、受付後の処理経過を明らかにすること。
	不支給決定通知書が健康保険組合名で作成されていたので、理事長名で作成の上、理事長印を押印すること。また、同通知書の教示文が誤っていたので改めること。
経理事務に関する事項	契約書の内容に不備が見受けられたことから、既に締結した契約及び自動更新している契約について見直し、適正な内容の契約に是正すること。
	健康保険組合の金庫について、会計事務取扱規程に基づき適正に管理すること。
	切手の管理については、受払簿を備え使用状況を明らかにしておくとともに、事故防止の観点から定期的に現物と受払簿の残枚数を確認し、決裁を受けること。
	会計事務取扱規則に金庫事務に関する事項が規定されていないので、同規則の整備を図ること。

経理事務に関する事項	会計事務取扱規則に基づき、前払金整理簿を作成すること。
	法令等の改正により契約書の内容に変更が生じる場合があるので、既に締結した契約及び自動更新している契約について見直し、適正な内容の契約に是正すること。
	出納員の任免については、任免簿を備え管理すること。
	組合会の議決事項である予算変更の手続きを、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受けること。
	固定資産の減価償却について、適正な財産管理を行うため、「健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱いについて(平成19年3月30日付保保発第0330001号)」に基づき、是正すること。
	一般・介護勘定間の借入を行った場合は、健康保険法施行令第21条第2項の規定に基づき、当該会計年度内に返還すること。
	会計事務に関し適正な事務処理を行うため、会計事務取扱規程を整備すること。
	支部において、事故防止の観点から収入伺い及び日計表について決裁を受けること。
	適正な財産管理を行うため、財産管理規程を整備すること。
	被保険者等でない者に利用させる駐車場の利用料については、健康保険法第150条第4項及び同法施行規則第154条に基づいて、規約で定めること。